

国民年金 コーナー

国民年金には障害
基礎年金と遺族基
礎年金があります

国民年金では、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほか、不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金が支給されて、国民の暮らしを守ってくれます。

◆障害基礎年金

障害基礎年金は、障がいの原因となった病気やけがの初診日が、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間にある方が、一定の障がいの状態になったときに支給されます。年金額は、障がいの程度が一級のときが98万3,100円(平成24年度

価格・年額・以下同じ)、それより軽い二級のときが78万6,500円です。また障害基礎年金には子(生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で一級・二級の障がい状態にある子・以下同じ)の加算額があります。その額は1人につき(2人目まで)22万6,300円です(ただし3人目からは1人につき7万5,400円となります)。

◆遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に亡くなったときに、亡くなった方に生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。年金額は、子が1人の妻に支給されるときが101万2,800円、1人の子だけに支給されるときが78万6,500円です。また子が2人以上のときには、いずれについても障害基礎年金と同様の加算が行われます。

◆年金受給のための条件

障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、初診日など(障害基礎年金では初診日、遺族基礎年金では死亡日・以下同じ)のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならぬ期間」のうち、3分の2以上の期間が①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件(3分の2要件)」を満たす必要があります。

※「国民年金に加入しなければならぬ期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や厚生年金などから老齢年金を受けている期間は除かれます。

※厚生年金の加入期間や第三号被保険者の期間は「保険料を納めた期間」とされます。

また「3分の2要件」を満たせなくとも、平成28年3月までに65歳未満で初診日などがある場合、初診日などのある月の前々月までの1年間のすべての期間が保険料を納めた期間または保

険料を免除された期間であれば良いことになっています。

なお遺族基礎年金は、老齢基礎年金を受けている方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなったときにも支給されますが、このときは前記の保険料納付要件を満たす必要はありません。

ご自分が保険料納付要件を満たしているかどうか心配な方や国民年金の詳細を知りたい方は、お住まいの市町村役場の国民年金の窓口またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

◆厚生年金の加入者

障害基礎年金と遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

閩郡山年金事務所

☎024・932・3434

閩町民生活課

☎72・6933